

山口県報

平成19年
11月20日
(火曜日)

目 次

規則
都市計画法施行細則の一部を改正する規則（建築指導課）……………



都市計画法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十一月二十日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第九十七号

都市計画法施行細則の一部を改正する規則

都市計画法施行細則（昭和四十五年山口県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。

（開発許可の特例に係る協議の申出）

第四条の二 法第三十四条の二第二項の協議をしようとする者は、開発許可特例協議申出書（別記第四号様式の二）に法第三十条第二項に規定する書面、省令第十七条に規定する図書並びに第三条第一号から第三号まで及び第六号に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

第五条の三の次に次の一条を加える。

（開発行為の変更に係る協議の申出）

第五条の四 法第三十五条の二第四項において準用する法第三十四条の二第一項の協議

をしようとする者は、開発行為変更協議申出書（別記第五号様式の二）に省令第二十八条の三に規定する図書並びに第三条第一号から第三号まで及び第六号に掲げる図書（変更に係るものに限る。）を添えて知事に提出しなければならない。

第八条中「第四十一条第二項ただし書」の下に、「（法第三十四条の二第二項において準用する場合を含む。）」を加える。

第九条の見出し中「申請」を「申請等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 法第四十二条第二項の協議をしようとする者は、予定建築物等以外の建築等協議申出書（別記第八号様式）に前項に規定する図面を添えて知事に提出しなければならない。

第九条の次に次の一条を加える。

（開発許可を受けた土地以外の土地における建築等に係る協議の申出）

第九条の二 法第四十三条第三項の協議をしようとする者は、建築物新築等協議申出書（別記第八号様式の二）に次に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

一 敷地の位置及びその周辺の公共施設を表示する図面

二 敷地内における建築物又は第一種特定工作物の位置を表示する図面で縮尺五百分の一以上のもの

三 平面図（建築物にあつては、各階平面図）及び二面以上の立面図で縮尺二百分の一以上のもの

四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書

第二十六条第三項第一号中、「第三十四条第九号」を、「第三十四条第十三号」に改める。

第二十七条第二項第六号中、「第九条」を、「第九条第一項」に改め、同号を同項第八号とし、同項第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 第五条の四の開発行為変更協議申出書

第二十七条第二項第二号の次に次の一号を加える。

三 第四条の二の開発許可特例協議申出書

第二十七条第二項に次の一号を加える。

九 第九条第二項の予定建築物等以外の建築等協議申出書

別記第四号様式の次に次の一様式を加える。

第4号様式の2 (第4条の2、第27条関係)

開 発 許 可 特 例 協 議 申 出 書

年 月 日

山口県知事 様

申出者 職氏名

印

下記のとおり開発許可の特例に係る協議をしたいので、都市計画法第34条の2第1項の規定により、関係書類を添えて申し上げます。

記

開発区域に含まれる地域の名称	
開発区域の面積	m ²
予定建築物等の用途	
工事着手予定年月日	年 月 日
工事完了予定年月日	年 月 日
開発行為の目的	
都市計画法第34条各号のいずれに該当するか及びその理由	
備考	
受付番号	年 月 日 第 号
協議の成立に付した条件	
協議番号	年 月 日 第 号

添付書類

- 1 開発行為に関する公共施設の管理者と協議し、その同意を得たことを証する書面
 - 2 開発行為若しくは開発行為に関する工事により設置される公共施設を管理することとなる者又は都市計画法施行令第23条各号に掲げる者との協議の経緯を示す書面
 - 3 都市計画法施行規則第17条に規定する図書
 - 4 開発行為をする土地の登記事項証明書
 - 5 開発行為をする土地の公図の写し
 - 6 開発行為をする土地の求積図
- 注 1 「開発行為の目的」欄には、主として住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の開発行為の用に供するもの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為又はその他の開発行為の別を記入すること。
- 2 「都市計画法第34条各号のいずれに該当するか及びその理由」欄は、協議に係る開発行為が市街化調整区域において行われる場合に記入すること。許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものときは、その手続の進捗よく状況を記入すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

印 振込口座 〇〇〇〇〇〇〇〇 (第5条の2関係) 〇〇 (第5条の2、第5条の4、第27条関係) 〇〇 「開発行為変更許可申請書」 〇〇 「開発行為変更協議申出書」 〇〇

郵便番号

申請者 住所 氏名

(電話) 局 (番) 〇〇

郵便番号

申請者 住所 氏名

(電話) 局 (番) 〇〇

〇〇の許可を受けたいので、〇〇に係る

可を受けたいので、〇〇「第35条の2第1項の」 〇〇「第35条の2第1項 〇〇第35条の2第4項において準用する同法第34条の2第1項の」 〇〇「申請します」 〇〇「申請します」 〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇「第41条第2項ただし書の規定により、関係書類を添えて」 〇〇

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇「第41条第2項ただし書の規定により」 〇〇「第34条の2第2項にお

いて準用する同法第41条第2項ただし書の規定により、関係書類を添えて」 〇〇

注 1 申請者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

添付書類

- 1 敷地の位置及びその周辺の公共施設を表示する図面
 - 2 敷地内における建築物の位置を表示する図面で縮尺500分の1以上のもの
 - 3 各階平面図及び2面以上の建築物の立面図で縮尺200分の1以上のもの
- 注 1 申請者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇「申請者 住所 氏名 (電話) 局 (番) 〇〇」

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇「申請者 住所 氏名 (電話) 局 (番) 〇〇」

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇「申請者 住所 氏名 (電話) 局 (番) 〇〇」

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇「申請者 住所 氏名 (電話) 局 (番) 〇〇」

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇「申請者 住所 氏名 (電話) 局 (番) 〇〇」

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇「申請者 住所 氏名 (電話) 局 (番) 〇〇」

第1項ただし書」ウ「申請します」ヤ「関係書類を添えて申請します」

「許可を受けようとする特定建築物の用途 許可を受けようとする理由」	ヤ	「許可を受けようとする特定建築物の用途 協議をしようとする理由」
--------------------------------------	---	-------------------------------------

注 1 申請者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

「添付書類

敷地の位置及びその周辺の公共施設を表示する図面

注 1 申請者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

め、同様式の次に次の様式を加える。

第8号様式の2 (第9条の2関係)

建築物新築等協議申出書

山口県知事 様
 申出者 職氏名 印

新築建築物の改築に係る協議をしたので、都市計画法第43条
 第一種特定工作物の新設
 用途の変更

第3項の規定により、関係書類を添えて申し出ます。 記

行為の場所	所在地	
	地目	
建築物又は第一種特定工作物の用途	地積	
既存の建築物の用途		
建築物又は第一種特定工作物から都市計画法第34条第1号から第10号まで又は都市計画法施行令第36条第1項第3号口からホまでのいずれに該当するか別の別及びその理由		
備考		
受付番号	年 月 日 第 号	
協議の成立に付した条件		
協議番号	年 月 日 第 号	

添付書類

1 敷地の位置及びその周辺の公共施設を表示する図面
 2 敷地内における建築物又は第一種特定工作物の位置を表示する図面で縮尺500分の1以上のもの
 3 平面図 (建築物にあつては、各階平面図) 及び2面以上の立面図で縮尺200分の1以上のもの

注 1 「建築物又は第一種特定工作物の用途」欄は、建築物の改築又は用途の変更の協議をする場合は、建築しようとする建築物の用途又は変更後の建築物の用途を記入すること。
 2 「既存の建築物の用途」欄は、建築物の改築又は用途の変更の協議をする場合のみ記入すること。
 3 「備考」欄には、他の法令等の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗よく状況を記入すること。
 4 印欄は、記入しないこと。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記第十六号様式中

「宅地造成工事規制区域」 区域内	「災害危険区域」 区域内	「地すべり防止区域」 区域内	「急傾斜地崩壊危険区域」 区域内
区域外	区域外	区域外	区域外

「宅地造成工事規制区域」 区域内	「災害危険区域」 区域内	「地すべり防止区域」 区域内	「急傾斜地崩壊危険区域」 区域内	「土砂災害特別警戒区域」 区域内
区域外	区域外	区域外	区域外	区域外

別記第二十一号様式中「第34条第9号」を「第34条第13号」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年十一月三十日から施行する。

平成十九年十一月二十日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）